

## 特別職報酬等審議会会議要旨

1. 日 時 令和3年10月14日(木) 午後2時00分～午後4時00分
2. 場 所 市川市役所第一庁舎5階 研修室
3. 出席委員

会 長	田口 安克	副会長	瀧上 信光
委 員	遠藤 友規	委 員	小林 俊之
委 員	塩田 喜美子	委 員	芝田 弘一
委 員	島田 峰子	委 員	知久 有美
委 員	中田 和典	委 員	藤森 秀幸
委 員	村松 祐	委 員	大野 京子
委 員	川村 延彦		
4. 欠席委員

委 員	後藤 晃司	委 員	戸村 節子
-----	-------	-----	-------
5. 事務局

吉成	給与課長	五味	給与課主幹
星野	給与課主任	古山	給与課主任
石橋	給与課主事		
6. 関係課 佐藤 議事課長
7. 提出資料

資料 9-2	特別職の報酬等を決定する際の考え方等の整理について
資料 1 1-2	市川市特別職の給与等(令和3年度)
資料 1 2	特別職について
資料 1 3	議会と長その他の執行機関との関係
資料 1 4-1	市川市議会について
資料 1 4-2	定例会の主な流れ
資料 1 4-3	議会の活動状況(令和2年度)
資料 1 4-4	市議会議員の報酬
資料 1 4-5	政務活動費
資料 1 4-6	議会の議員の仕事とは
8. 自己紹介  
前回欠席された2名の自己紹介が行われました。

## 9. 会議概要

田口会長

それでは、ただ今より、第2回市川市特別職報酬等審議会を開催いたします。

初めに、市川市特別職報酬等審議会条例第6条第2項において、会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができないとされておりますので、出席者の確認をいたします。

本日は、後藤委員及び戸村委員より欠席のご連絡をいただいております。

また、D委員におかれましては、オンラインで参加いただいておりますが、市川市審議会等のオンライン会議の開催に関する指針の規定により出席となります。

したがいまして、委員定数15人の半数以上の委員にご出席いただいておりますので、会議は有効に成立しておりますことを確認いたします。

また、D委員におきましては、15時に退席されますが、会議の有効性には影響がないことをお知らせいたします。

田口会長

次に 会議公開等についてです。

本日の議題につきましては、後ほど事務局から説明がございますが、個人情報に該当するような資料や説明はないということを、事前に事務局より聞いておりますので、非公開とする事項はございません。

この場合、原則として会議は公開することとなっております。

したがいまして、本日の会議は公開としたいと思っておりますが、賛成の方は、挙手をお願いします。

— 全員挙手 —

田口会長

それでは、本日の会議は公開といたします。

なお、傍聴については、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを避ける観点から、現在、市川市では、傍聴を中止しておりますので、本日の傍聴者はおりません。

田口会長

会議次第の『2 議事』に入る前に、第1回会議において、A委員から、以前、特別職の報酬については、社会情勢の影響を受けるものではないと説明があり、その説明を受けたときの根拠資料の請求がありました。またB委員からも、特別職に支給される給与等一覧の資料請求がありました。今回、それらの資料を用意しましたので、事務局に報告を求めます。

事務局

(資料9-2及び資料11-2により説明)

田口会長

議事に入る前に、調査審議スケジュールの概略についてお知らせします。本日は、「特別職がどのような仕事をおこなっているか」、次回が「近隣市や同程度規模市における特別職報酬との比較や人事院勧告の内容吟味」等となります。

では、会議次第の『2 議事』に入ります。始めに、議題の『(1) 特別職について』を議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局

(資料12により説明)

田口会長

ありがとうございました。

まずは、資料12で、特別職と一般職との違い把握するため、「『地方公務員法』における位置づけ」等いくつかの視点で比較を行っていただきました。

田口会長

次に、議題の『(2) 議会と長その他の執行機関との関係について』に移ります。事務局に説明を求めます。

事務局

(資料13により説明)

瀧上副会長

資料12において、専務職としての性格の有無は、原則他の職務を有することも妨げられないもの、と説明しているのに対し、資料13では議員に対する制限として、兼職・兼業の禁止が挙げられておりますが、この両者の関係性について説明をお願いします。

事務局

地方自治法における兼業の禁止については、地方公共団体に対し請負をする方や、その法人の代表者などが議員として市の契約等の議決に参加した場合、議会の公正性・公平性を歪める可能性があるため、一定の制限を設けたものです。その指標としては、自身の事業の業務量のおおむね半分以上を市から請け負っている場合には、兼業に該当すると解されています。

したがって、全ての兼業が禁止されているわけではありません。

瀧上副会長

特別職の特徴として兼業が認められる公務員であるが、一定の場合には議員になれないということで、それ以外の場合には議員自体に兼業が禁止されているわけではないということですか。

事務局

そのとおりです。兼業の禁止規定に該当してしまうと失職することとなります。

田口会長

どの機関が失職の判断をされますか。

事務局

議会で判断されます。

C 委員

実際に失職した事例はありますか。

議事課

市川市議会では、今まで失職の実績はありません。先ほどの兼業の判断については、該当議員に対する資格決定要求書を他議員が議長に提出することによって、自動的に資格審査特別委員会が設置され調査が行われます。調査によって判断され、本会議にて議決されることとなります。出席議員の3分の2以上の特別多数議決にて、兼職・兼業の禁止規定に抵触していると決定された場合、その時点で失職となります。現在、市川市議会では、被選挙権の有無に関して、資格審査特別委員会が設置されております。

田口会長

資格審査特別委員会については、その都度設置されるものですか。また、失職した場合、どの時点で報酬が停止しますか。

議事課

疑わしい案件があった場合、資格決定要求書が提出された時点で、資格審査特別委員会が設置されることとなります。現在設置されている資格審査特別委員会については、該当議員から資格決定要求書が提出され、設置されています。

報酬については、議決にて失職した時点から報酬が停止されることとなります。報酬は日割り計算となります。なお、その後、当該議員から都道府県知事に対して不服審査申立書が提出され、審査の結果、議決が覆り復職した場合、失職した時点からの報酬も支払われることとなります。

田口会長

不服があった場合、都道府県知事に申し立てるのですか。

議事課

市議会の決定に不服があった場合、期限内に都道府県知事に対して申し立てを行い、都道府県知事が判断を行います。復職することもあります。市議会の決定が妥当だと判断した場合、最終的に裁判所に申し立てる流れになります。

B 委員

さかのぼって資格が途切れた場合、給料の区切りはどうなりますか。

議事局

失職した時点となります。

B 委員

退職金はどうなりますか。

議事課

議員に退職金はないので該当しません。

田口会長

D 委員は質問ございますか。

D 委員

質問はありません。

田口会長

ありがとうございました。

—D 委員退室—

田口会長

次に、議題の『(3) 議員の活動状況について』に移ります。事務局に説明を求めます。

議事課

(資料 1 4 - 1 ~ 資料 1 4 - 6 により説明)

田口会長

ありがとうございました。今までの議題も含め、何か質問がありましたら挙手願います。

瀧上副会長

市議会議員の報酬については、生活給ではなく、議員としての職務に対して支払われる報酬ということですが、市川市における議員の登庁状況や活動状況はどうなっていますか。また、報酬が日額ではなく月額である理由を教えてください。

議事課

登庁状況について、議会開会中は原則登庁しておりますが、閉会中は議員によって登庁数に個人差がありますので、各個人における活動状況等は把握しておりません。

田口会長

議会中は、最低限登庁しているということですか。

議事課

本会議や常任委員会等を含め、議会中は原則登庁しています。

田口会長

会議と委員会等を含めどのくらい登庁していますか。

瀧上副会長

議員が登庁しているのは、77日の開会期間に近いという認識で問題ないですか。

議事課

会期は土日を含めたものになっていますが、休会中に開かれる委員会については、2月定例会以外は1日確保し、2月定例会は予算があるので3日間確保しています。77日間のうちの登庁回数については、資料がないため回答できません。

田口会長

今後、おおむねの登庁回数について回答していただくことはできますか。

議事課

令和2年度の登庁状況について、確認の上、回答させていただきます。

事務局

日額ではなく月額の理由については、非常勤特別職の報酬は、地方自治法において「勤

務日数に応じて支給する。ただし、条例で特別の定めがある場合はこの限りではない。」という規定があり、本市は、このただし書の規定により、月額で定めてきたという経緯があります。また、議員報酬については、勤務日数に応じて支給すべきとの議論もあり、日額報酬にて払っているところもありますが、本市においては、現状、過去の経緯を踏まえて月額で支払っております。

#### 瀧上副会長

職務の対価として支払うのが報酬であり、議員によって登庁日数には差があるとのことですが、実態に応じて報酬額に差を設けていますか。

#### 事務局

こちらで把握しきれない議員の活動もあり、それを評価するのが困難なため、一律の月額にて支払っています。

#### 田口会長

議員ごとに差をつけるといった議論はありましたが、我々は現在支払われている報酬について審議していきますので、どのように判断していくかという趣旨の質問だと理解しています。今後、審議で判断するために、場合によっては資料等もお願いできればと思っています。

#### E 委員

特別職の副市長と教育長について、これまでの傾向として、任命された方の経歴について教えていただきたいのと、特別職の指揮命令関係の有無について、市長と副市長の間に指揮命令関係は存在するのか、また、業務の住み分け等があるのか教えていただければと思います。

#### 事務局

副市長及び教育長にこれまで任命されている者の傾向につきましては、現在の副市長2名につきましては、本市の元職員となっています。過去についても、本市の元職員が任命されることが多い傾向にありますが、市長が国の職員を招聘することもありました。

教育長につきましては、元教員となります。校長職を経験した者を教育長に任命する傾向があります。

市長と副市長の指揮命令関係につきましては、職務内容にも書かせていただきましたが、「市長の命を受け」とされていますので、基本的には市長の指揮命令下にあります。しかしながら、市長と一心同体となって政策の立案や企画を行うといったところもあるため、すべてにおいて市長の指揮命令下にあるわけではないとも考えられます。

#### E 委員

副市長と教育長の給料が市川市の職員の給料と逆転してしまうことはありますか。

#### 事務局

逆転することはありません。

#### C 委員

政務活動費について、市川市については月額8万円とあるが、他の自治体と比較するとどうですか。高いところと低いところの金額が分かれば教えてください。

#### 議事課

詳細については、資料がないため申し上げられませんので、後ほど県内の政務活動費の一覧の資料を提出させていただきます。

#### 田口会長

資料1 1-2において、色々な給与等が掲載されていますが、本審議会が審議する内容は、給料と報酬及び退職手当となります。しかしながら、他の費用も密接に関係するため、全体を踏まえて検討していくこととなります。

他にご質問等なければ、これでまとめさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、第2回市川市特別職報酬等審議会を終了させていただきます。

— 閉会 —